

## 口頭試験の評価について

指導医  
専攻医 各位

専門医試験委員会  
委員長 中井章人  
高橋尚人

平素より周産期専門医制度にご支援を賜り、誠にありがとうございます。  
平成 28 年 2 月 7 日の『周産期専門医制度規定』の改訂に伴い、「周産期専門医資格認定試験実施規定」の口頭試験の目的が改正されております。  
口頭試験は、2 名の口頭試験官による症例要約と面接の評価で行われます。  
このたび、症例要約の評価方法につき、専門医試験委員会で検討した結果、評価項目が決まりましたのでお知らせいたします。

### 症例要約の評価

評価項目
要約の簡潔さ
診断へのアプローチ
治療の適切さ
インフォームドコンセント（倫理的配慮）
転帰とその後の指導

出願書提出の際は、上記評価項目を確認のうえ、周産期専門医資格認定試験受験要領を熟読いただき、症例要約簿の記載をお願いいたします。  
面接は、症例要約に基づいて行われますので、試験当日、症例要約を必ずお持ちください。  
なお、症例要約において主訴、現病歴等、すべての項目において記載漏れがないかご確認のうえ、6月15日（水）（当日消印有効）までに、必要書類を事務局までご郵送ください。  
出願書の受付延長は行いませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

**【参考：2月7日に改正された周産期専門医資格認定試験実施規定】**

◆周産期専門医（新生児）口頭試験

第10条 口頭試験の実施に際しては、以下のように定める。

1. 目的

症例要約簿の評価，筆答試験では評定し難い周産期専門医（新生児）としての適性・経験・医療倫理等 evaluatesする。

2. 試験官

試験官は2名。原則として、1名はB領域を専攻している学会評議員，もう1名はAまたはC領域の学会評議員より選任する。

3. 口頭試験方法と内容

各受験者が提出した11例の症例要約の中から試験官が選んだ2症例に関連したことが試問される。主として問題解決能力，診療態度，倫理，家族への説明が評価される。また，受験者の研修歴についても問われることがある。

◆周産期専門医（母体・胎児）口頭試験

第13条 口頭試験の実施に際しては、以下のように定める。

1. 目的

症例要約簿の評価，筆答試験では評定し難い周産期専門医（母体・胎児）としての適性・経験・医療倫理等 evaluatesする。

2. 試験官

試験官は2名。原則として、1名はA領域を専攻している学会評議員，もう1名はBまたはC領域の学会評議員より選任する。

3. 口頭試験方法と内容

各受験者が提出した10例の症例要約の中から試験官が選んだ2症例に関連したことが試問される。主として問題解決能力，診療態度，倫理，家族への説明が評価される。また，受験者の研修歴についても問われることがある。